

国債証券に関する業務規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、国債証券の売買等について、業務規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程の定めるところによる。

(売買立会時)

第2条 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分までの間ににおいて、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(売買の区分)

第3条 国債証券の売買は、第7条第4項各号に掲げる条件を付した呼値に係る取引（以下「条件付取引」という。）と、当該条件を付さない呼値に係る取引に区分して行うものとする。

2 前項の条件付取引は、呼値を最終利回りにより行う取引と呼値を値段により行う取引に区分して行うものとする。

(決済日)

第4条 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、売買契約締結の日から起算して3日目の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合

は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。

（条件付取引の競争売買における呼値の順位）

第5条 条件付取引の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高い最終利回り（呼値を値段により行う取引にあっては、低い値段。以下同じ。）の売呼値は、低い最終利回り（呼値を値段により行う取引にあっては、高い値段。以下同じ。）の売呼値に優先し、低い最終利回りの買呼値は高い最終利回りの買呼値に優先する。
- (2) 同一最終利回り（呼値を値段により行う取引にあっては、同一値段。）の呼値の順位については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。ただし、午前立会開始時までに行われた呼値の順位及び午後立会開始時までに行われた呼値（午前立会終了時までに行われた呼値を除く。）の順位並びに業務規程第27条第2号及び第3号の規定により売買の停止が行われた場合における売買の再開時までに行われた呼値（売買停止時までに行われた呼値を除く。）の順位は、本所が定める。
- (3) 成行呼値は、最終利回り又は値段において、それ以外の呼値に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

（条件付取引における個別競争売買）

第6条 条件付取引における個別競争売買においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も優先する売呼値と最も優先する買呼値とが合致するとき、当該呼値の間に売買を成立させる。

2 最も優先する売呼値と最も優先する買呼値とが合致しない場合には、前条に規定する呼値の順位に従って、最終利回り若しくは値段、数量

又は次条第4項各号に規定する条件の調整により、売呼値と買呼値とが合致するとき、当該呼値の間に売買を成立させる。

(呼 値)

第7条 条件付取引の呼値は、注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。

2 条件付取引の呼値は、最終利回り又は値段のいずれかにより行うものとする。

3 条件付取引の呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 最終利回りにより呼値を行う場合は、0.001パーセントとする。

(2) 値段により呼値を行う場合は、額面100円につき1銭とする。

4 条件付取引の呼値に付す条件は、次に掲げる一又は二以上の条件とする。

(1) 第11条に規定する経過利子の計算において、税額相当額の控除を行わないこととする条件（以下「非課税扱いの条件」という。）

(2) 呼値の全部の数量が一括して執行されることとする条件

(3) 呼値の一部の数量が執行される場合において、額面1億円、額面5億円又は額面10億円のいずれか指示した単位で執行されることとする条件

5 国債証券の呼値を行う場合の最終利回り又は値段の限度は定めない。ただし、本所が特に必要があると認めて最終利回り幅又は値幅を定めた場合には、当該最終利回り幅又は値幅の限度を超えて呼値を行うことができない。

6 本特例に定めるもののほか、国債証券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(売買単位)

第8条 国債証券の売買単位は、額面5万円とする。

(最終利回り及び値段の公表)

第9条 本所は、条件付取引について売買が成立したときは、本所が定めるところにより、当該売買に係る最終利回り及び値段を公表する。

(売買の確認)

第10条 現物取引参加者は、条件付取引について、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

(利子の日割計算)

第11条 国債証券の売買については、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額（以下「利子」という。）から、税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、第4条に規定する決済を行う日（以下「約定決済日」という。）までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、約定決済日が、当該国債証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

(板の様式等)

第12条 条件付取引の板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

(板呼値の周知)

第13条 本所は、条件付取引の板呼値について、本所が定めるところにより、その存在を周知させる。

（呼値間の調整）

第14条 本所は、条件付取引において、売買の成立を促進するために、売呼値と買呼値との間で第6条第2項に規定する調整を行うものとする。

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第15条 国債証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する現物取引参加者を当該国債証券の売買を行う者とみなしてこの特例を適用する。

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和55年2月20日から施行する。

付 則

本特例は、昭和55年7月7日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年7月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年3月5日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

本特例は、昭和63年4月30日から施行する。

付 則

本特例は、昭和63年9月3日から施行する。

付 則

本特例は、昭和64年2月1日から施行する。ただし、大口売買取引の午後立会の売買立会時については、改正後の第2条の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成3年4月29日

付 則

本特例は、平成元年2月1日から施行する。

付 則

本特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

本特例は、平成元年6月1日から施行する。

付 則

1 本特例は、平成2年5月28日から施行する。

2 本改正規定の施行の日以後平成2年6月10日までの間における登録変更については、本改正規定の施行後も、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成3年7月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

この特例は、平成8年9月19日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年4月21日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年7月26日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成11年11月1日から施行する。

2 この特例施行の日(以下「施行日」という。)前に成立した国債証券の売買で、施行日において未決済のものについては、施行日をもって第16条の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。

付 則

この特例は、平成11年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年1月4日から施行する。ただし、この特例施行の日前に行われた国債証券の売買に係る決済については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月23日から施行し、同日以後の売買分につ

いて適用する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。